

入間ケーブルテレビ株式会社 インテリジェントホーム契約約款

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、このインテリジェントホーム契約約款（以下「本約款」といいます）により、インテリジェントホーム（以下「本サービス」といいます）を提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社が別に定める事項については、随時変更することがあります。

3 約款および別に定める事項を変更する場合には、当社 WEB サイト上での掲載、電子メールによる通知等、当社の定める方法により告知します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本アプリ	本サービスを利用する上で必要となる専用のアプリケーション
世帯	同一の住居で起居し、生計を同じくする者の集団
対象物件	契約者の指定した機器一式を設置する場所
加入申込者	本サービスの利用申し込みをする個人または法人
サーバ	本サービス提供にあたり、機能やデータを保有している機器
当社の通信設備	本サービスを提供する上で必要なサーバ等の通信機器
ソフトウェア	当社の通信設備とデータ通信を行う等、本アプリを利用する上で通信機器に必要なシステム
インテリジェントホームゲートウェイ	当社の通信設備とデータ通信する際に必要となる機器
IPカメラ	Wi-Fiを搭載したカメラ
ドア・窓センサー	扉や窓が開いたことを感知するセンサー
広域モーションセンサー	赤外線（熱）を広域に感知するセンサー
狭域モーションセンサー	赤外線（熱）を狭域に感知するセンサー
センサー等	本サービスを利用するために必要となるドア・窓センサー、広域モーションセンサー、狭域モーションセンサーの総称
家電コントローラー	赤外線リモコンで作動する家庭用エアコンと照明を操作する機器
スマートロック	遠隔操作、テンキーまたは非接触型 IC メディアにより、電氣的に施錠・解錠を可能にする機器
スマートライト	遠隔操作または電球上にあるボタンから電氣的に点灯・消灯・調光を可能にする機器
関連端末	IP カメラ、家電コントローラー、スマートロック、センサー、スマートライト等のデバイスの総称
機器一式	インテリジェントホームゲートウェイ、IP カメラ、家電コントローラー、スマートロック、センサー、スマートライト等の総称
契約者端末	契約者が所有又は管理するパソコン、スマートフォン、タブレット等
映像データ等	IP カメラから撮影した画像、映像データ等
料金等	本サービスに関し、契約者が当社に対し支払うべき別表に定める対価等
ID	本サービスを利用するための各種識別番号
消費税等相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および同法に関する法令に基づき課税される消費税等の額
通知	特定の相手に個別に情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

第2章 契約

(本サービスの内容)

第4条 本サービスは、対象物件に設置した機器一式を、インターネット回線を経由し、本アプリを利用して契約者端末から遠隔でコントロールできるホーム・コントロールおよびホーム・モニタリング型サービスです。

2 本サービスの利用には、当社指定のインテリジェントホームゲートウェイ（以下「ゲートウェイ」といいます。）の設置が必要となります。契約者は、ゲートウェイに加え、料金表の 2 (2)に定める種類の関連端末を単独または組み合わせて利用することで以下の遠隔操作を行うことができます。

(1)カメラリモート
本アプリ上で指定した条件に基づき映像データ等の撮影および指定のあて先に映像データ等の送信を行うサービス

(2)センサーリモート
本アプリ上で指定した条件に基づき感知した情報を指定のあて先に送信を行うサービス

(3)赤外線家電リモート
本アプリ上で指定した条件に基づき家庭用エアコンや照明の操作を家電コントローラーで行うサービス

(4)電子錠リモート
本アプリ上で指定した条件に基づき施錠や解錠の操作をスマートロックで行う。テンキーによるパスワード認証や非接触型 IC メディアによる認証も可能となるサービス

(5)電球リモート
本アプリ上で指定した条件に基づき点灯、消灯、調光の操作を行うサービス

3 本サービスは、当社指定の機器一式のみで利用できるものとします。なお、ゲートウェイのみの設置を行うことはできません。

4 赤外線家電リモートを利用する場合、以下の条件でサービスを提供します。
(1)ゲートウェイ1台に対し、家電コントローラー1台の接続に限ります。

(2)家電コントローラー1台に対して家庭用エアコン、照明各1台の操作に限ります。

(3)家電コントローラーの設置設定時に、株式会社グラモの提供する専用アプリケーションが必要となります。ただし、当該アプリケーションのうち当社サポート対象となるのは設置設定時に使用する「外部接続連携操作」機能のみとなります。

5 電子錠リモートは、以下の操作で利用できるものとします。

(1)本アプリを利用した契約者端末での遠隔操作、テンキーまたは非接触型 IC メディアにより施錠や解錠ができます。

(2)オートロック機能により施錠ができます。

6 本サービスの利用の際に、当社または第三者が別途提示する個別規定またはその他の約款（以下「その他約款等」といいます。）がある場合は、契約者は、本約款に加えて当該その他約款等に同意し、それらに従うものとします。

7 当社は、第2項で定める遠隔操作の内容を変更することができます。この場合、当社 WEB サイト上での掲載等、当社の定める方法により告知します。

(提供条件)

第5条 本サービス加入は、当社のインターネット接続サービスを利用している契約者に限るものとします。

第2章 加入契約

(加入契約の単位と最低利用期間)

第6条 加入契約の締結は、世帯ごとに行います。

2 加入契約の最低利用期間は、契約成立日から1年間とします。

(加入契約の申し込み)

第7条 加入申込者は、本約款を承認の上、当社所定の加入契約申込書に次の事項を記載して当社に提出するものとします。

(1)加入申込者の住所および氏名、または、所在地、商号および代表者

(2)対象物件の所在地（加入申込者の住所と対象物件の所在地が異なる場合）

(3)利用を希望する関連端末およびその台数

(4)その他必要事項

2 加入申込者である個人が未成年の場合は、親権者の同意を必要とします。

3 加入申込者である個人が成年被後見人または被保佐人の場合は、それぞれ成年後見人または保佐人の同意を必要とします。

(申し込みの承諾)

第8条 当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの利用申し込みを承諾しない場合があります。

(1)加入申込者が本約款に違反するおそれがある場合

(2)申し込み内容に虚偽の記載があった場合

(3)本サービスの提供が著しく困難である場合

(4)その他、加入契約締結が不適当である場合

2 前項の規定により、当社が本サービスの利用の申し込みを承諾しなかった場合は、当社は、加入申込者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。

(申込の撤回等)

第9条 加入申込者は、加入申込の日から起算して8日を経過するまでの間、文書によりその申込の撤回又は当該契約の解除を行うことができるものとします。ただし、契約後、引込工事、宅内工事を着工済、又は完了前の場合には契約者はその工事に要した費用を負担するものとします。

2 前項の規定による加入申込の撤回等は、同項の文書を受理したときにその効力を生じます。

(加入契約の成立と利用開始日)

第10条 加入契約は、本サービスの利用申し込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

2 前項に規定する申し込みを当社が承諾した日を、原則として当該契約成立日とします。

3 加入契約の成立後、初めてゲートウェイが設置された日を、本サービスの利用開始日と定めます。また、第13条（加入契約申込書記載事項の変更）第3項の規定により特定の機器一式が追加されたときは、当該機器一式が設置された日を、当該機器一式の利用開始日と定めます。

(利用の条件)

第11条 契約者は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するために必要なインターネット回線、通信機器、電源、電池、ソフトウェア等（以下「設置環境」といいます）を準備するものとします。

2 契約者と本サービスを利用する者（以下「利用者」といいます。）が異なる場合は、契約者は利用者に必要な情報を提供するものとし、契約者は、加入契約の全責任を負います。

(本アプリの提供と管理)

第12条 当社は、加入契約に伴い、当社所定の方法にて本アプリを契約者へ提供します。

2 契約者は、映像データ等の閲覧その他、本サービスの利用にあたり、本アプリをダウンロード、インストールする必要がある、この媒体として、契約者端末を要するものとします。なお、当該契約者端末は、当社指定の推奨環境下でのみ利用できるものとします。

3 本アプリは、インターネットに常時接続された環境下で利用するものとします。

4 契約者は、当社が提供した本アプリその他のソフトウェアを善良なる管理者としての注意をもって適正に管理する責任を負い、第三者に貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。

第3章 契約事項の変更

(加入契約申込書記載事項の変更)

第13条 契約者は、加入契約申込書に記載した住所、電話番号、料金支払い方法、料金支払い口座等の変更がある場合には、当社所定の書類に必要事項を記入して、事前に当社に提出するものとします。

2 契約者は、加入契約申込書記載の利用サービス内容の変更を請求することができます。この場合、契約者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。

3 契約者は、特定の機器一式の追加を請求することができます。この場合、契約者

入間ケーブルテレビ株式会社 インテリジェントホーム契約約款

は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。

- スマートロックを利用している契約者は、非接触型ICメディアの追加購入を請求することができます。この場合、契約者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
- 契約者は、ゲートウェイを複数台利用している場合、毎月末日付にて、特定のゲートウェイのみ解約を請求することができます。この場合、契約者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
- 当社は、第8条（申し込みの承諾）の規定に準じ、第1項から第5項の請求および通知を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該契約者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。
- 本条に規定する請求を当社が承諾する場合は、提出された書類に記載された契約変更希望日を、原則として当該契約変更日とします。ただし、第1項の規定による変更の場合は、原則として提出された書類を当社が受領した日を、第8項の場合においては、別途定める日を当該契約変更日として取り扱うものとします。
- 当社が特に認める場合に限り、契約者は、本条に規定する書類の提出に代え、当社の定める方法で当該変更の請求、および通知ができるものとします。（名義変更）

第14条 契約者は相続の場合、当社の承諾を得て名義を変更することができるものとします。

- 前項の規定により名義を変更する場合は、契約者の地位を承継した者は料金表に定める手数料を支払うものとします。
- 前各項の名義変更により、契約を承継する者は、契約者が負う一切の義務を承継するものとします。また、旧契約者は、新契約者へサーバに保有される機器一式の各種情報、映像データ等が引継がれることを承諾するものとします。（権利譲渡の禁止）

第15条 契約者は、第14条（名義変更）の場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、または貸与することはできません。（設置場所の変更）

第16条 契約者は、契約者の負担により機器一式の設置場所の変更を請求することができるものとします。機器一式の設置場所を変更する場合、契約者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、当該変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。

2 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の請求を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該契約者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。

- 変更を希望する対象物件の所有者の承諾が得られていない場合
- 当該変更により、本サービスの提供が困難となるおそれがあると当社が判断した場合

第4章 本サービス提供の停止等

（当社が行う本サービス提供の停止）

第17条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を停止することがあります。

- 第24条（契約者の支払い義務）に規定する本サービスの料金等、その他当社に対する債務の履行を怠った場合、または怠るおそれがある場合
- 加入契約申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
- 第18条（当社が行う本サービス提供の制限）第1項第2号の規定により、当社が本サービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合
- 第22条（IDおよびパスワードの管理）第2項、第32条（契約者の維持責任）第1項、第37条（著作権等）、第39条（機密保持）第1項、第41条（禁止事項）、および第42条（契約者の義務）の規定に違反した場合
- 第22条（IDおよびパスワードの管理）第3項の規定による場合
- 第40条（情報の削除等）第1項第1号から第3号の要求を受けた契約者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合
- その他、当社が本サービスの提供を不適当と判断した場合

2 当社は前項の規定により、本サービスの提供を停止するときは、当該契約者に対しその理由および停止期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

（当社が行う本サービス提供の制限）

第18条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を制限することがあります。

- 天災・地変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することができなくなったとき
- 契約者が、当社の通信設備に過大な負荷を生じさせる行為を行ったとき
- 当社は、前項により本サービスの提供を制限するときは、契約者に対しその理由および制限期間を、当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 当社が本条の規定により本サービスの提供を制限したことによって、契約者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。（当社が行う本サービス提供の休止）

第19条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を休止することがあります。

- 当社の通信設備の保守上または工事にやむを得ない場合
 - 当社の通信設備に障害が発生した場合
 - 第18条（当社が行う本サービス提供の制限）第1項第1号の規定により、当社が本サービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合
 - その他の事由により、本サービスの提供が困難であると当社が判断した場合
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を休止するときは、可能な限り事前に、その理由、実施期間を、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第5章 加入契約の解約および解除

（契約者が行う加入契約の解約）

第20条 契約者は、第6条（加入契約の単位と最低利用期間）の規定にかかわらず、毎月末日付にて、加入契約を解約することができます。この場合、当該契約者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、解約希望日の10日前までに当社に提出するものとします。

2 前項に規定する書類を当社が受領した場合は、書類に記載された解約希望日を、当該契約解約日として取り扱います。また、当該契約解約日を本サービスの利用終了日と定めます。

（当社が行う加入契約の解除）

第21条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条（加入契約の単位と最低利用期間）第2項の規定にかかわらず、加入契約を解除することができるものとします。

- 第5条（提供条件）に定める条件を満たさなくなった場合
- 第17条（当社が行う本サービス提供の停止）第1項の規定により本サービスの提供を停止された契約者が、当該停止期間内にその原因となった事由を解消しない場合
- 第11条（利用の条件）に定める設置環境が整っておらず、当社が本サービスの提供が困難と判断した場合
- その他当社、契約者のいずれの責にも帰することのできない事由により、本サービスの提供が困難な場合

2 当社は、契約者が第17条（当社が行う本サービス提供の停止）第1項各号のいずれかに該当する場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条の定める本サービスの提供の停止をすることなくその加入契約を解除することができるものとします。

3 当社は、前2項の規定により加入契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により契約者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

4 第1項および第2項の規定により加入契約が解除されたときは、加入契約が解除された日を本サービスの利用終了日と定めます。

第6章 IDおよびパスワード

（IDおよびパスワードの管理）

第22条 当社は、契約の成立に伴い、契約者にIDを付与します。契約者は、パスワードを自ら設定、変更し、当社に対し、当社の定める方法によりその旨を通知するものとします。

2 契約者は、IDおよびパスワードの管理、使用において全ての責任を持つものとします。

3 契約者は、IDおよびパスワードの喪失、盗難が判明した場合には、速やかにその旨を当社に報告するものとし、その報告があった場合および当社がその事態に気づいた場合には、当社は当該IDによるサービスの提供を停止します。ただし、第三者の不正使用により契約者が損害を被っても、当社は一切責任を負わないものとします。

4 契約者が第20条（契約者が行う加入契約の解約）の規定により加入契約を解約する場合、もしくは第21条（当社が行う加入契約の解除）の規定により、加入契約が当社により解除された場合、利用終了日以降、当該契約者はIDとパスワードを利用する権利を失うものとします。

第7章 料金等

（料金等）

第23条 料金等は、別表に定めるとおりとします。

2 契約者は、別表記載の金額に消費税等相当額を加算した額を支払うものとします。なお、料金等の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額を請求します。

3 当社は、料金等を改定することがあります。この場合、当社WEBサイト上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。

第24条（契約者の支払い義務）

契約者は、その契約内容に応じ、第23条（料金等）で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。なお、第13条（加入契約申込書記載事項の変更）の規定により契約者の契約内容が変更されたときは、契約者は変更後の契約内容に応じ、第23条（料金等）で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。

2 料金等のうち、月額利用料金の支払い義務は、第10条（加入契約の成立と利用開始日）第3項に規定する利用開始日に発生するものとします。

3 料金等のうち、販売価格の支払い義務は、第10条（加入契約の成立と利用開始日）に規定する利用開始日、あるいは第13条（加入契約申込書記載事項の変更）の規定により利用サービス内容および機器一式を変更、追加したときは、変更、追加後の利用開始日に発生するものとします。

4 料金等のうち、契約事務手数料の支払い義務は、第10条（加入契約の成立と利用開始日）第3項に規定する本サービスの利用開始日に発生するものとします。

5 料金等のうち、工事費の支払い義務は、第28条（機器一式の設置および移設に関する費用負担）に規定する機器一式の設置あるいは移設が完了した日に発生するものとします。

6 第17条（当社が行う本サービス提供の停止）の規定により、本サービスの提供が停止された場合における当該停止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。

7 第18条（当社が行う本サービス提供の制限）の規定により、本サービスの提供が制限された場合における当該制限期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。

8 第19条（当社が行う本サービス提供の休止）の規定により、本サービスの提供が休止された場合における当該休止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により、本サービスを全く利用出来ない状態が生じ、かつ、当社がこのことを知ったときから起算して月のうち連続10日以上この状態が継続したときは、対象となる契約者に対し当該月の料金等の支払い義務を免するものとします。

入間ケーブルテレビ株式会社 インテリジェントホーム契約約款

(料金の適用)

第25条 料金の支払方法は、原則として契約者の指定する銀行口座より口座振替とします。

2 当社は、原則として契約者に対して請求書および領収書の発行は行わないものとします。

(加入契約終了時に伴う料金等の精算方法)

第26条 第20条(契約者が行う加入契約の解約)第1項、第21条(当社が行う加入契約の解除)第1項、第2項の規定により、月の途中で加入契約が解除されたときは、料金等は第20条(契約者が行う加入契約の解約)第2項および第21条(当社が行う加入契約の解除)第4項に定める利用終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。

(遅延損害金)

第27条 契約者は、料金等の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率14.5%の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第8章 機器一式

(機器一式の設置および移設に関する費用負担)

第28条 機器一式の設置工事は当社が行うものとし、契約者は、機器一式の設置工事に要する費用を負担するものとします。

2 当社が第16条(設置場所の変更)第1項の規定に基づく設置場所の変更の請求を承諾したときは、当社により機器一式を移設します。

3 契約者は、契約者の各種変更の希望により設置工事を要する場合には、その費用を負担するものとします。

(責任事項)

第29条 当社は、当社の通信設備について維持管理責任を負います。なお、契約者は当社の通信設備の維持管理の必要上、第19条(当社が行う本サービス提供の休止)第1項の規定により、本サービスの提供が一時的に休止することがあることを承認するものとします。

(設置場所の無償使用)

第30条 当社は、機器一式を設置するために必要最小限において、対象物件を無償で使用できるものとします。

2 契約者は、加入契約の締結について、地主、家主、その他の利害関係人があるときには、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

(便宜の供与)

第31条 契約者は、当社または当社の指定する業者が機器一式または通信設備の検査、修復等を行うために、対象物件の出入りについて協力を求めた場合はこれに便宜を供するものとします。

(契約者の維持責任)

第32条 契約者は、機器一式を善良な管理者の注意をもって取り扱い、本約款に適合するよう利用するものとします。また、本サービスを維持するために必要な設置環境についても契約者の責任において管理するものとします。

2 契約者の故意または過失により機器一式に故障が生じた場合には、契約者はその修復に要する費用を負担するものとします。

(故障)

第33条 本サービスに異常が生じた場合、契約者は機器一式に異常がないことを確認の上、当社に通知するものとします。この場合、当社または当社の指定する業者は、速やかに当社の通信設備を調査し、適切な措置を講じます。

2 前項の調査の結果、異常、故障が契約者の責に帰すべき事由によるものであった場合、または当社の通信設備等に故障のないことが明らかな場合は、その調査または修理に要した費用は契約者が負担するものとします。

(ゲートウェイ)

第34条 契約者は、ゲートウェイを当社より購入するものとします。

2 前項により、契約者が当社より購入したゲートウェイの所有権は、第24条(契約者の支払い義務)第3項に定める料金等の支払いが完了したときに契約者に移転するものとします。また、当社はゲートウェイが設置された日から12か月間保証するものとし、この保証期間内に故障が生じた場合には、当社は無償にて当社が定める必要な措置を講ずるものとします。ただし、契約者がゲートウェイを本来の用法に従って使用していなかった場合、不適切な設置あるいは周辺環境の維持を怠った場合、またはゲートウェイを第三者に譲渡した場合は、この限りではありません。

3 契約者は、当社が必要に応じて行うゲートウェイのバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。

4 契約者は、第1項により当社が提供するゲートウェイ以外のゲートウェイを使用して本サービスを利用することはできません。なお、当社は、第三者から譲渡されたゲートウェイを使用する契約者への本サービスの提供について一切保証しないものとします。

(関連端末)

第35条 契約者は、第34条(ゲートウェイ)に定めるゲートウェイに加え、別表の1(3)に定める関連端末を購入することで関連端末を単独または組み合わせて利用することができます。なお、対象物件の通信環境や利用環境により、ゲートウェイおよび当社の通信設備と接続が可能な台数は異なります。

2 前項により、契約者が当社より購入した関連端末の所有権は、第24条(契約者の支払い義務)第3項に定める料金等の支払いが完了したときに契約者に移転するものとします。また、当社は関連端末が設置された日から12か月間保証するものとし、この保証期間内に故障が生じた場合には、当社は無償にて当社が定める必要な措置を講ずるものとします。ただし、契約者が関連端末を本来の用法に従って使用しなかった場合、不適切な設置あるいは周辺環境の維持を怠った場合、または関連端末を第三者に譲渡した場合は、この限りではありません。また、当社が認める場合を除き、契約者は関連端末の交換を請求できません。

3 契約者は、当社が必要に応じて行う関連端末のバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。

4 契約者は、当社が販売する関連端末以外の関連端末を使用して本サービスを利用することはできません。なお、当社は、第三者から譲渡された関連端末を使用する契約者への本サービスの提供について一切保証しないものとします。

第9章 雑則

(個人情報)

第36条 契約者個人情報の取扱いは別に定めるとおりとします。

(著作権等)

第37条 契約者が取得した映像データ等を除き、本サービスに関する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の権利を含む一切の権利は、当社および関係する権利保有者に帰属します。契約者は、本サービスのコンテンツを当社に無断で、複製、改変、蓄積、転送等を行うことはできません。

(映像データ等の管理責任)

第38条 本サービスにより契約者が取得した映像データ等は、契約者自身の責任において管理し、保管するものとします。

2 当社は、前項に定める映像データ等の管理体制等について、一切関知しないものとし、責任を負わないものとします。

(機密保持)

第39条 契約者および当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、加入契約終了後といえども相手方の同意なしに第三者に開示、提供しないものとします。

2 当社は、刑事訴訟法第218条(令状による差押え・捜索・検証)その他同法の定めに基づく強制的処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。

3 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるものとします。

4 当社は、第1項の規定にかかわらず、当社と秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要な契約者の機密情報を提供することがあります。

(情報の削除等)

第40条 当社は、契約者による本サービスの利用が第41条(禁止事項)各号に該当する場合、当該利用に関し、第三者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断したときは、当該契約者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- (1) 第41条(禁止事項)各号に該当する行為をやめるように要求します。
- (2) 第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します。
- (3) 契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。
- (4) 事前に通知することなく、契約者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または第三者が閲覧できない状態に置きます。

2 前項の措置は契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

(禁止事項)

第41条 契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行うことができないものとします。

- (1) 契約者が当社より購入した所有権移転前の機器一式を譲渡、買入れする行為
- (2) 機器一式を変更・分解・改変または付加物等を取付ける行為。ただし、天災、地震、またはその他の非常事態に際して保護する必要があるとき、もしくは保守の必要があるときを除く
- (3) アプリを変更し、またはリパースエンジニアリング(主にソフトウェアの内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。)、逆コンパイル、逆アセンブルその他これらに類する行為
- (4) アプリの全部または一部を複製、翻案する行為
- (5) アプリの全部または一部を、有償、無償を問わず公衆送信、頒布、譲渡、貸与その他利用する行為
- (6) 本サービスを第三者が利用できる状態にする行為、またはそのおそれのある行為。ただし利用開始日より事前に、契約者から当社に対して申し出があり、当社がその申し出を特に認める場合はこの限りではない。
- (7) 本サービスを利用して営利目的の活動をする行為、またはしようとする行為
- (8) IDおよびパスワードを不正使用する行為
- (9) 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (10) 当社および第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (11) 当社および第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社および第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (12) 詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
- (13) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
- (14) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
- (15) 無関連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (16) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
- (17) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (18) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
- (19) 無断で当社および第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上当社および第三者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
- (20) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (21) 違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を請け負い、仲介しまたは誘引(他人に依頼することを含む)する行為
- (22) 人の殺害現場の画像等の残酷な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為

入間ケーブルテレビ株式会社 インテリジェントホーム契約約款

- (23) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介する等の行為
- (24) 火災や事故等の危険な事象を引き起こすおそれのある行為
- (25) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
- (26) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- (27) 公序良俗に違反し、または当社および第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為
- (28) 法令に違反し、またはそのおそれのある行為
- (29) その他、本サービスの運営を妨げる等、当社が不適当と判断する行為

(契約者の義務)
第42条 契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行う義務を負うものとします。

- (1) 契約者がネットワーク（国内外）を経由して通信を行う場合、経由する全てのネットワークの規則に従うこと
- (2) 契約者は、サーバ内に保管された契約者のデータおよび本アプリ内のデータについて全ての責任を持ち、そのデータのバックアップは契約者の責任において行うこと
- (3) 契約者は、本アプリおよび本サービスで提供するソフトウェアは全て最新のものをダウンロードおよびインストールすること

(損害賠償の免責および特約事項)
第43条 当社が、第17条（当社が行う本サービス提供の停止）、第18条（当社が行う本サービス提供の制限）、第19条（当社が行う本サービス提供の休止）、第44条（本サービスの廃止）の規定により、本サービスの提供を停止、制限、休止、廃止したことによって、契約者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

- 2 契約者が、第32条（契約者の維持責任）、第42条（契約者の義務）に規定する行為を怠ったことに起因し、本サービスに休止・制限等が発生したことによって、契約者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
- 3 第14条（名義変更）の規定により、名義変更を行ったことによって契約者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
- 4 契約者が、本サービスの利用により第三者に損害を与えた場合、当該契約者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社およびソフトウェア開発企業は一切責任を負わないものとします。
- 5 ID、パスワードおよびスマートロック等の管理不十分や使用の過誤により契約者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
- 6 契約者が、第22条（IDおよびパスワードの管理）第2項、第32条（契約者の維持責任）第1項、第37条（著作権等）、第39条（機密保持）第1項、第41条（禁止事項）および第42条（契約者の義務）について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当社は、当該契約者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。
- 7 第20条（契約者が行う加入契約の解約）および第21条（当社が行う加入契約の解除）の規定により加入契約が解除されたことにより、当社が損害を被った場合には、当社は、当該契約者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により加入契約が解除された場合はこの限りではありません。
- 8 当社は、本サービスの提供の状態を確認するために、第36条（個人情報）の規定を遵守した上で、契約者の使用する関連端末と電気信号による通信を行うことができるものとします。
- 9 当社は、次の各号に定める目的の範囲内で、契約者の本サービスの利用状況や機器一式の条件設定履歴等のログ情報、映像データ等取得できるものとし、加入契約の終了後は、当社は当該契約者のデータ等について削除する権利を有するものとします。

- (1) 本サービスの運用・管理
- (2) 本サービスの障害発生時の原因究明とその障害復旧
- (3) 本サービスの利便性の向上
- (4) 本サービスの付加価値サービスの調査・開発

10 当社は前項の目的についての分析・調査および助言等を専門的に行う第三者に、ログ情報を開示できるものとします。ただし、その場合、個人を特定できない形式に加工、抽象化した上で開示するものとします。

11 当社は、サーバに保管する契約者データについて、サーバ障害の復旧作業等による当該データ削除または契約者による当該データ削除に起因して契約者が損害を被った場合、一切の責任を負わないものとします。

12 当社は契約者に対し、当社が認めた各種情報を電子メール等により提供することができるものとします。

13 契約者は、天災、地変、またはその他の非常事態の際に第34条（ゲートウェイ）第2項、第35条（関連端末）第2項に規定する修理、交換、その他必要な措置が速やかに実施できない場合があることにあらかじめ同意するものとします。

14 設置環境については、契約者が自己の責任により確保するものとします。なお、契約者は、設置環境により、本サービスの一部または全部の機能に制限が発生すること、または継続的に提供されない場合があることにあらかじめ同意するものとします。

15 本サービスは、設置環境によって誤検知または非検知となる場合を含め、正確性、有用性、確実性および完全性を保証するものではありません。

16 当社は、本サービスに係る工事完了の確認、障害時の対処その他緊急事態の場合にのみ契約者の承諾のもと、映像データ等の閲覧等を行うものとします。なお、当該行為にかかる責任は全て契約者が負うものであり、その後当社に対して一切の異議を唱えないことを、あらかじめ承諾するものとします。

17 当社は、本条の規定に起因し、契約者に何等かの損害、損失、不利益等が発生したとしても責任を負いません。

(本サービスの廃止)
第44条 当社は、業務上の都合により本サービスを廃止することができます。この場合、本サービスを廃止する日をもって加入契約は終了するものとし、この日を本サービスの提供終了日と定めます。

2 当社は、前項の場合には、契約者に対し当社 WEB サイト上での掲載等、当社の定める方法により本サービスを廃止する旨を告知します。

3 当社は、都合により特定の関連端末を任意の月の末日付で廃止する場合があります。この場合、契約者は第13条（加入契約申込書記載事項の変更）第3項の規定に基づき別の関連端末への変更を請求することができます。請求を行わなかった契約者に関しては、別途当社が定める場合を除き、本サービスを廃止する日をもって当該契約者との加入契約を解除します。

4 当社は、前項の場合には、当該関連端末を利用する契約者に対し当社 WEB サイト上で掲載等、当社の定める方法により当該関連端末を廃止する旨を告知します。（関連法令の遵守）

第45条 当社は、本約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。（国内法令の準拠）

第46条 本約款は日本国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等について所沢簡易裁判所又は川越地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(定めなき事項)
第47条 本約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、および契約者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

【料金表】（金額は全て消費税別）

1. 利用料

	月 額
基本料	2,000 円

2. 販売価格

(1) ゲートウェイ

	一括	分割（12 か月）
ゲートウェイ	18,000 円/台	月額 1,500 円/台

(2) 関連端末

	一括	分割（12 か月）
関連端末		
IP カメラ	18,000 円/台	月額 1,500 円/台
ドア・窓センサー	4,200 円/台	月額 350 円/台
広域モーションセンサー	7,200 円/台	月額 600 円/台
狭域モーションセンサー	7,200 円/台	月額 600 円/台
家電コントローラー ※1	21,000 円/台	月額 1,750 円/台
スマートロック ※2	36,000 円/台	月額 3,000 円/台
スマートライト	3,600 円/個	月額 300 円/台

※1 ゲートウェイ1台に対して1台の接続に限ります。また、家電コントローラー1台に対して家庭用エアコン・照明各1台の操作に限ります。

※2 スマートロック1台に対して非接触型 IC メディアのカードキー3枚が付属します。

(3) 非接触型 IC メディア

スマートロックの契約者が非接触型 IC メディアを追加購入する場合の販売価格は以下の通りとします。

カードキー	1,000 円/枚
-------	-----------

3. 手数料

契約事務手数料	3,000 円
名義変更手数料	2,000 円

4. 工事費

インテリジェントホーム標準工事費	実費
スマートロック・IPカメラ取付工事費	実費

付則

- (1) 当社は特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとします。
- (2) 本約款は、2017年 8月 1日より施行します。

【他の事業者が提供するサービスとの連携に関する特約】

契約者は、本特約に同意し、当社所定の手続きをとることにより、当社および当社の提携事業者が連携する他の事業者（以下「連携事業者」といいます。）が提供する会員制サービス（以下「連携事業者サービス」といいます。）において当該契約者に付与された ID、パスワード等（以下「ID 等」といいます。）を使用して、連携事業者サービスから本アプリにログインし、基本サービスを利用することができます。（以下「連携サービス」といいます。）ただし、契約者は、基本サービスの機能の中で一部利用できない機能があることにあらかじめ同意するものとします。

- 2 契約者は、連携サービスを利用する場合、本特約とは別に、連携事業者サービスにかかる利用規約等に従うものとします。
- 3 当社は、当社の提携事業者または連携事業者のサービスの正確性、有用性、確実性および完全性については、一切保証しないものとします。
- 4 当社の提携事業者または連携事業者のサービスの全部または一部が停止・中断・終了等により提供できない場合、契約者は、連携サービスを利用できないことあらかじめ同意するものとします。
- 5 当社の提携事業者または連携事業者のサービスの全部または一部の変更・停止・中断・終了等により、契約者に損害が生じた場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

入間ケーブルテレビ株式会社 インテリジェントホーム契約約款

6 契約者のID等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等の事由により、契約者または第三者に損害が生じた場合、契約者がその一切の責任を負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。また、かかる事由により、当社に損害が生じた場合、契約者はその一切の責任を負い、当社に生じた一切の損害を賠償するものとします。

7 契約者は、自己の責任において連携サービスを利用するものとし、当該サービスを利用したことにより生じた損害、提携事業者、連携事業者その他第三者との間に生じたトラブルその他当該サービスにかかる一切の事項について、当社は一切の責任を負わないものとします。

8 本特約に定めのない事項は、約款の定めによるものとします。

実施日

この特約は、平成29年9月1日から施行します。

個人情報の取り扱いについて

入間ケーブルテレビ株式会社（以下「当社」という）は、個人情報の保護について、法令を遵守し、個人情報保護方針ならびに個人情報保護規程を定め、次のように取扱います。

1. 個人情報の取得について

- ・当社では個人情報を取得する場合は、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報を取得しません。また、利用目的により、住所確認または本人確認が必要な場合には、運転免許証・パスポート等の証明書の記載内容を確認（写しの入手も含む）または当社が住民票を徴求する（加入後の住所確認のためも含む）ことがあります。
- ・当社は個人情報の取得に際してはその利用目的を、書面・電話等で本人に通知するか、ホームページに掲載して明らかにします。
- ・当社は個人情報の取得は、適正な方法で行います。

2. 個人情報の利用目的について

当社では、お客様の個人情報を以下の目的で利用します。

(1) サービス契約者の個人情報

1. 当社サービスを提供するため。
2. サービス提供に関する工事施工およびアフターサービス、メンテナンスを行うため。
3. サービス料金の請求を行うため。
4. 番組ガイド誌を発送するため。
5. お客様のお申し込みによる有料番組提供会社や日本放送協会との個別の契約のため。
6. サービスに関する情報および有用な情報等の提供に利用するため。
7. サービス向上を目的とした各種アンケート調査を実施するため。
8. お客様より個別にご同意いただいた目的に利用するため。
9. サービスの提供に関する各種統計処理のため。

10. スマートテレビサービスの障害および停止が発生した場合における提携事業者からの照会に対し、その事実を回答するため

11. 契約者がダウンロードされたコンテンツやアプリケーションの情報を管理するため。また、そのサポートを目的としたサービスレベルの維持・向上のため

(2) イベント応募者の個人情報

1. イベント関連のプレゼント応募および当選者への商品発送のため。
なお、当選者については氏名等の個人情報を公表することがあります。
2. イベント参加応募および連絡のため。

(3) その他の個人情報

1. 受信相談などに関する問い合わせの場合は必要に応じて当社から連絡するため。
2. 自主制作番組などに関する問い合わせの場合は必要に応じて当社から連絡するため。
3. 資料請求に関するお問い合わせの場合は当社から連絡するため
4. お取引先の個人情報の場合は当社からの連絡および経理業務遂行のため。

3. 個人情報の利用について

- ・当社は、個人情報を明示した利用目的以外の目的で利用しません。
- ・当社は、明示した利用目的以外の目的で個人情報を利用するときは、書面・電話等により、本人の同意を得て行います。
- ・当社は、個人情報を当社以外のものに提供するときは、書面・電話等により、本人の同意を得て行います。
- ・当社は、個人情報は利用目的に必要な範囲で最新かつ正確に内容を利用します。

4. 個人情報の外部委託について

当社では、上記利用目的のために、お客様の個人情報の一部を、個人情報の取り扱いに関する契約を締結したうえで外部業者へ委託することがあります。
当社が個人情報の取扱いを外部に委託する場合には、当社が定めた委託先選定基準に基づき委託先を選定し、契約により個人情報保護を徹底するとともに、委託先業者に対して適切な管理・監督を行います。

5. 個人情報の受託について

当社では、電波障害改善対策等の業務受託に際し、対象となるお客様の個人情報を、外部事業者から受託することがあります。
その際にお預かりした個人情報は、その受託業務の範囲内で利用します。

6. 個人情報の共同利用について

当社は、保有する個人情報について、商品・サービスの提供や事業活動の適正化の為、下記入間ケーブルテレビグループ会社内において共同利用を行います。共同利用する個人情報は上記利用目的のために利用します。

名称	個人情報問合せ先	「個人情報」の類型	
		「個人情報」の項目	取得の手段・方法
① 東松山ケーブルテレビ(株)	総務課 0493-27-8200	お客様コード、住所、氏名、電話番号 他	専用回線
② 瑞穂ケーブルテレビ(株)	総務課 042-568-5525	お客様コード、住所、氏名、電話番号 他	専用回線
③ ゆずの里ケーブルテレビ(株)	総務課 049-276-6300	お客様コード、住所、氏名、電話番号 他	専用回線

当社は、当社との提携に基づき提携事業者が提供する割引サービスに関する個人情報の利用について、同意頂いたお客様の個人情報に限り、個人情報保護法23条第4項3号の規定に基づき以下のとおり共同利用を行います。

共同利用先名称	当該個人情報の管理に関する責任者	利用目的	「個人情報」の類型	
			「個人情報」の項目	「個人情報」の取得方法
KDDI株式会社および沖繩セルラー電話株式会社（提携事業者）	入間ケーブルテレビ株式会社 個人情報保護管理者 04-2965-0550	当社とKDDI株式会社および沖繩セルラー電話株式会社が提携して提供する割引サービス「auスマートバリュー」の案内・提供に必要な範囲で利用します	・お客様の住所、氏名、電話番号 生年月日 ・お客様がお申込またはご利用のインターネットサービス等の内容、申込・提供開始・解約等の日付等申込または契約のステータスに関する情報	直接書面

7. 個人情報の第三者への提供について

当社は以下の場合を除き、お客様よりいただいた個人情報を第三者に開示または提供することはありません。

1. お客様の同意をいただいた場合。
2. 法令に基づく場合。
3. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合。
4. 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合。
5. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

8. お客様へのアクセスについて

当社は、取得した個人情報の利用目的の達成にあたって、お客様に対し、お電話または電子メールにてご連絡を取らせて頂くこともありますのでご了承下さい。

9. 個人情報の管理について

当社は、お客様の個人情報を適切に管理するとともに、漏えい、滅失または偽損等の防止のために最大限の注意を払います。お客様の個人情報の保護と適切な取扱いに関して、役員および従業員に対し社内教育を行います。また、利用目的に応じて個人情報の保存期間を別途定め、当該期間経過後はこれを適切な方法で廃棄いたします。

10. 個人情報の開示・訂正について

当社は、お客様から当社が管理しているお客様の個人情報について開示の請求があった場合は、個人情報お問い合わせ窓口を通じ、原則として遅延なく開示します。
ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときには、当該請求にかかる個人情報の全部または一部を開示しないことがあります。その場合には、理由をご通知いたします。

1. 申請書に記載されている住所と当社の登録住所が一致しない場合等、ご本人からの請求であることが確認できない場合。
2. 代理人による申請に際して、代理権が確認できない場合。
3. ご提出いただいた申請書類に不備があった場合。
4. 当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすとき。
5. 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利を害するおそれのあるとき。
6. 他の法令に違反することとなる場合。

当社は、お客様から個人情報の訂正等（訂正、追加または削除をいいます。）の申し出があった場合は、遅滞なく調査を行います。この場合において、当該申し出にかかる個人情報に関して誤りがあること、もしくは訂正等を必要とする事由があると認められるときは、遅延なく訂正等を行います。

11. 個人情報の開示・訂正等の手続きについて

(1) 個人情報の開示・訂正等の手続き方法

開示等のご請求をされる場合は、当社所定の開示等請求書に必要事項を記入し、ご自身およびお申し出いただいた方がご本人であることを確認するために必要な書類および手数料を同封のうえ、次の宛先まで、書留、簡易書留、配達記録郵便など、配達記録が残る方法によりお申し込みください。

この方法によらない開示等のご請求（当社に直接お越しいただいた場合も含みます。）には応じられませんので、ご了承下さい。
また、開示等請求書の記載に不備があった場合ならびにご自身およびお申し出いただいた方がご本人であることを確認できない場合は、不本意ながらご請求に対応できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

<<宛先>>

〒358-8550 埼玉県入間市高倉5丁目17番27号

入間ケーブルテレビ株式会社 個人情報相談窓口 行

1. 当社所定の開示等請求書

当社所定の開示等請求書は、次の方法により交付します。

なお、FAX又は郵送による交付をご希望される場合は、開示等請求書の交付をご希望される旨及びFAXの場合はご希望される方のFAX番号、郵送の場合はご希望される方の氏名・住所を記載の上、FAX又は郵便書留によりお申し込みください。

2. ご自身及びお申し出いただいた方がご本人であることを確認するために必要な書類

運転免許証、旅券（パスポート）、健康保険証、年金手帳、印鑑登録証明書等の写しです。
なお、お申し出いただいた方がご自身以外の場合は、さらに次の書類も同封してください。
・お客様が未成年者又は成年被後見人の場合はその法定代理人

申告書
戸籍謄本又は成年後見登記事項証明書など、法定代理権があることを確認できる書類
・お客様が開示等請求を行うことにつき委任した代理人
本人が発行する委任状（本人の実印を捺印）
代理人の本人確認書類

3. 手数料

入間ケーブルテレビ株式会社 インテリジェントホーム契約約款

開示等のお求めに対し、1件につき1,000円(税別)を手数料としてお支払いいただきますので、手数料分の郵便切手又は郵便為替を同封してください。なお、多額の費用を要する等の理由により所定の手数料の範囲内で利用の停止又は消去、提供の停止を行うことが困難な場合については、別途実費相当額をお支払いいただく場合があります。その場合、事前にお知らせし、ご了解をいただきます。

なお、郵便為替の場合は、郵便局所定の手数料が別途かかります。

手数料が不足していた場合および手数料が同封されていなかった場合は、その旨ご連絡申し上げますが、ご連絡後2週間を経過してもお支払いがない場合は、開示等を行わないこととしますのでご了承ください。

(2) 開示等のご請求の結果の通知方法

お申し出いただいた方(開示等請求書に記載された請求者の氏名及び住所)宛に、書面で郵便(日本郵政公社の本人限定受取郵便)により通知します。また、開示等を行わない場合に該当する場合は、その理由を付記して通知します。訂正、追加又は削除を行ったときはその旨及びその内容を通知します。なお、通知までに日数を要することがありますので、ご了承ください。

(3) 開示等のご請求により取得した個人情報の利用目的

開示等のご請求により取得した個人情報は、開示等の手続きに必要な範囲内でのみ利用します。また、提出いただいた書類は、適正に廃棄します。

12. 苦情等の受付窓口

当社が取得した個人情報に関する苦情及びお問い合わせについては、次の「個人情報受付窓口」まで、電話、メール又は郵便によりお申し出ください。

個人情報お問い合わせ窓口

〒358-8550 埼玉県入間市高倉5丁目17番27号
入間ケーブルテレビ株式会社 個人情報相談窓口 行
TEL 04-2965-0550 FAX 04-2965-5432(受付時間 9:00~18:00 年中無休)
E-mail privacy@ic.tv.ne.jp

13. 認定個人情報保護団体

当社は「個人情報保護法」第37条に規定の認定個人情報保護団体として総務大臣より認定された「財団法人放送セキュリティセンター」および「一般財団法人日本データ通信協会(電気通信個人情報保護推進センター)」の対象事業者です。

当社では「個人情報相談窓口」を設置し、お客様からのお問合せや苦情等をお受けしておりますが、当社の対応に対して疑問やご不満等があり、解決を必要とされる場合、あるいは当社の取扱いがどうか不明な場合等、下記の認定個人情報保護団体へ解決の申し出をすることもできます。

(放送事業の個人情報)

個人情報保護センター(一般財団法人放送セキュリティセンター内)
電話: 03-5213-4712
<http://www.sarc.or.jp>

(通信事業の個人情報)

電気通信個人情報保護推進センター(一般財団法人日本データ通信協会内)
電話: 03-5907-3803
<http://www.dekryo.or.jp/kojinjyoho/index.html>